

和歌山大学システム工学部奨学金取扱要領

制 定 平成16年10月28日

法人和歌山大学規程第 342 号

最終改正 令和 7年 4月10日

- 1 奨学金の支給額、支給期間、支給人数及び募集時期について
支給額、支給期間、支給人数及び募集時期については、別途定めるものとする。
- 2 奨学金申請について
奨学金の申請は、所定の奨学金申請書により、システム工学部分室に提出するものとする。
- 3 支給の決定について
奨学金の支給が決定したときは、所定の支給決定通知書により通知するものとする。
- 4 奨学金の支給方法について
奨学金の支給は、所定の請求書により奨学生個人の指定する口座に振り込むものとする。
- 5 奨学金の受給資格について
奨学金の受給資格は次の条件を満たす者に限る。
 - (1) 本学部及び本学大学院システム工学研究科に在籍する学生であること。
 - (2) 学業成績及び人格ともに優れた者であること。
 - (3) 家庭の経済的事情等により修学困難と認められる者のうち、勉学意欲が旺盛と認められる者であること。
- 6 奨学金の受給資格喪失について
次の各号の一に該当すると認められるときは、企画・人事委員会の議により奨学金の支給を停止又は取り消すことができる。
 - (1) 疾病等により成業の見込みがなくなったとき。
 - (2) 学業成績又は性行が不良となったとき。
 - (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
 - (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- 7 奨学金の返還について
奨学金の受給資格喪失により、既に支給している奨学金の全部または一部の返還を求められることができる。

附 則

この要領は、平成16年10月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成23年2月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1170号）

この改正要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1819号）

この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2158号）

この改正要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月10日一部改正：法人和歌山大学規程第2856号）

この改正要領は、令和7年4月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。